

中東知的財産ニュースレター Vol.45

大陸横断国家トルコの模倣との戦い

アジアとヨーロッパの交差点に位置するトルコは、2つの大陸にまたがる非常に重要な場所にある。そのため、トルコは地域を超えてかなりの影響力を有している。トルコ経済はほぼ自由市場経済であり、経済の牽引力となっているのは工業部門であるが、サービス部門も次第に力をつけてきている。ただし、いまだに同国の雇用の25%程度は、長い伝統を持つ農業部門が占めている。比較的最近のトルコの輸出を見れば明らかであるように、自動車、石油化学、電子といった産業が重要性を増してきており、今や伝統的な繊維・衣料部門をしのご勢いである。

トルコは、その戦略的地理位置ゆえに、ヨーロッパ、中東、コーカサス、中央アジアの各地域を結ぶエネルギーとロジスティクスの要路となっている。しかし、こうした地理的な好条件のせいで、トルコは密輸業者や権利侵害者にとっても魅力的なターゲットとなっている。トルコ経済は、模倣品と著作権侵害に関して世界で第4位の規模を持っている¹。経済協力開発機構(OECD)と欧州連合知的財産庁(EUIPO)が公表した報告書によれば、トルコは、陸路を経由して欧州連合に持ち込まれる衣料品、皮革製品、飲料、香水および化粧品の重要な供給源となっている²。しかし、これはトルコが模倣との戦いにおいて消極的な姿勢をとっているという意味ではない。

以下の記事は、トルコで実施されている模倣品取締措置のうち、特に国際的なブランド権利者の関心を引くと思われるものを概説したものである。

法の制定

2016年末、トルコは「産業財産権の保護に関する法律第6769号」を承認した。同法は、「特許および実用新案、商標および役務商標、意匠および地理的表示に関する法令」を廃止し、これに取って代わるものである。この新法は、2017年1月に官報上で公告された日付をもって効力を発生している。

さらに、トルコはいくつかの国際条約の締約国でもある。トルコが加入している条約としては、パリ条約、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)、ベル

¹ <https://www.oecd.org/newsroom/trade-in-fake-goods-is-now-33-of-world-trade-and-rising.htm>

² https://www.oecd-ilibrary.org/trade/trends-in-trade-in-counterfeit-and-pirated-goods_g2g9f533-en

又条約などが挙げられる。また、トルコには、特に知的財産について定めた複数の法律があり、これらの法は世界知的所有権機関（WIPO）が定めた基準に合致したものとなっている。このような法律には以下のようなものがある：知的・芸術的著作物に関する法律第 5846 号；商法（法律第 6102 号）および商法の有効性と適用に関する法律第 6103 号；関税法（法律第 4458 号）；インターネット上の情報公開とそれら情報公開を利用して実行される犯罪の取り締まりに関する法律第 5651 号。

商標に関して言えば、商標並存契約と同意書の有効性が新法によって認められた。これにより、出願人は、先行権利者の同意があれば相対的拒絶理由を克服できることになる。新法は、異議申立に関して、トルコにおいて登録された周知商標と未登録の周知商標の区別を明確にしている。そして、未登録の周知商標の権利者は、当該周知商標と同一または類似の商品および役務に当該周知商標と同一または類似の侵害商標が用いられた場合、侵害商標に対して異議申立を行うことが可能である。有名商標を抱えているブランド権利者が自らの権利をトルコ国内で行使しようとする場合や、自らの権利が侵害者や模倣者によって悪意ある欺罔的な方法、消費者に不利益を与えるような方法で使用させないようにする場合には、このような規定は特に重要である。

法の名の下に司法を管理する

潜在的な模倣者や権利侵害者を抑止するため、法律第 6769 号の第 30 条(1)は、「引用または不明瞭性を利用して他人の商標権を侵害しながら製品の生産またはサービスを提供した者、それらの製品またはサービスの販売申し出または販売を行った者、輸入または輸出を行った者、商業的使用を目的として購入、保有、出荷または保管を行った者に対しては、1 年から 3 年の禁錮刑または 20,000 日分の収益を上限とする罰金を科すものとする。」

登録商標の権利者または権利者の正当な代理人は、模倣者に対する告発状を提出することができる。ブランド権利者が告発を行う場合、検察官に告発状を提出しなければならない。このような告発状を提出する際には、新法第 30 条(5)に規定された有効なトルコの商標登録証のコピー等の書類を侵害や模倣を裏付ける証拠と併せて提出することを要する。ブランド権利者から告発状が提出された場合、検察官および裁判所は職権に基づいて行動することになる。当然のことながら、告発状が有効であることが大前提である。ブランド権利者は検察官に対し、裁判所から捜査令状を取得するよう要請することができる。この令状を発行することができるのは刑事裁判官のみである。告発に関係する地域の警察署の知的財産課は、それぞれの管轄区域において捜査令状の実行を担当することになる。被疑者が逃亡したり証拠を破棄したりする恐れがある場合や、問題の製

品が人間の健康を危険にさらすものである場合には、警察官が職権に基づいて強制捜査を実施することができる、という点は指摘しておくべきであろう。そのような場合、ブランド権利者は刑事訴訟を提起するために検察官に告発状を提出しなければならない。

ここで背後事情を明かせば、地域の警察署は担当の検察官が口頭で下した命令に基づいて捜査・押収業務を実施する権限を持っている。ただし、捜査から 24 時間以内に実施された業務を文書化した正式な書類が全て裁判所に送付され、裁判所がそれを承認することが条件である。理論的には、このような合理化されたプロセスは非常に効果的であり、告発状提出から数時間の間に強制捜査を実施することも可能である。しかし実際には、常にそのような展開が実現するとは限らない。適正な書類の流れが維持され、手続の全容がしっかりと文書化されることを重視する検察官は、裁判所が命令を発行するまで待ちたがる傾向があるからである。

強制捜査が実施された場合、検察官が予備捜査を開始し、最終的には模倣者または侵害者を相手取った刑事訴訟が提起されることになる。面白いことに、新法第 30 条(7)の規定によれば、模倣者や侵害者が捜査に関して当局に協力的であって当局を支援し、模倣品の供給源や出所を開示した場合、それらの者は処罰されないことになっている。しかし実際には、そうした事例は見受けられない。模倣者や侵害者が当局に積極的に協力することはほとんどないからである。

被告が有罪と認定された場合、裁判所は、模倣品のサンプルを十分に確保した上で、刑事訴訟の終了時に模倣品の廃棄命令を発行する。新法の第 163 条によれば、「廃棄は、検察官を議長として金融機関により設立された 3 名から成る委員会の立ち合いの下で行われ、その事案に関する報告書が作成されるものとする。」

民事的な手段も一定の効果がある

ブランド権利者は、侵害者および模倣者に対し、知財事件を専門に扱うトルコの裁判所を通じて民事上の請求を提起することができる。ただし、重要な点を付言すれば、そのような特別裁判所はトルコの首都アンカラ、イスタンブール、イズミールの 3 か所にしかない。トルコの他の都市では、ブランド権利者は第一審裁判所に訴訟を提起することができる。

ブランド権利者が侵害行為の停止を求める場合、侵害を裏付ける証拠とともにトルコの商標登録証のコピーを提出しなければならない。暫定的差止命令により裁判が係属中の期間を通じて模倣者や侵害者の行為を差し止めるためには、商標がトルコで登録されていることが必須となる。訴訟提起の権利を有するブランド権利者は、訴訟で言い渡さ

れる判決の有効性を保証するために暫定的差止命令を発行するよう裁判所に要請することができる。暫定的差止命令が根拠のないものであったことが判明した場合に相手方が損害を被るのを防ぐため、裁判所は、通常、差止命令の申請につき保証金の預託を要求する。

暫定的差止命令は特に有用であり、(1)侵害者が模倣品または侵害品の購入、販売、陳列、輸出入を行うことを禁じる；(2)知的財産権を侵害する製品、輸入品、専ら侵害品の製造に使用される設備を押収し、保管する；(3)侵害に相当するコンテンツへのアクセスを阻止する；(4)損害が発生した場合に、賠償に充てるための保証金を提供する。しかも、暫定的差止命令の請求は、侵害者や模倣者への通知抜きで行うことができる。その場合、侵害が疑われる製品は押収され、裁判所が任命した専門家が、全ての証拠が適正に保管・押収されている旨を保証することになる。ブランド権利者は損害賠償を請求する権利を有する。この請求は、異議申立のために官報上で公告されたトルコの商標出願に基づいて行うこともできる。

有形の損害について言えば、ブランド権利者は現実が発生した損失と逸失利益を損害に含めることができる。新法の第 151 条は以下のように規定している：「逸失利益は以下のいずれかの評価方式に従って算定されるものとする。

- a) 産業財産権の侵害者による競合が存在しなかったならば権利者が獲得したであろうと思われる潜在的利益
- b) 産業財産権の侵害者が獲得した純利益
- c) 産業財産権を侵害した者が法に従ってライセンス契約により同じ権利を使用した場合に、その者が支払を求められる実施料」

逸失利益を計算する際に考慮しなければならない要素としては、商標の経済的重要性、侵害の継続期間中に提供された実施権（ライセンス）の数、種類および期間等が挙げられる。さらに、上の(a)項または(b)項に示した評価方式に関しては、裁判所が利益計算に際して加算される衡平な市場シェアを決定することになる。

国境の監視

ブランド権利者は、模倣行為に対抗するに当たって、関税税務長官（トルコ語では Gümrükler Genel Müdürlüğü、これを略した「GGM」という呼称の方が有名である。）が提供する予防的措置を任意に活用することで多大な恩恵を受けることができる。関税法によれば、ブランド権利者は、自らの選択に従い、インターネット上のポータルサイトを通じて侵害品の押収を求める申請を GGM に提出することができる。税関は職権に基

づいて行動し、侵害が疑われる製品を押収することができる。職権による押収が行われる場合、税関はブランド権利者にその旨を通知し、侵害被疑製品の真贋の判別を要請した上で必要な措置をとる。しかし、適正な税関登録申請を提出しておく方が望ましい。当局が常に必要な措置を講じてくれるとは限らないからである。

上記の税関登録は GGM に対して申請される。GGM は、トルコ各地に配置された税関の業務全般につき、知的財産権保護に対する管轄権を有している。GGM が申請を受理した場合、インターネット上のポータルを通じて税関職員全員がその情報を共有することになる。税関登録は 1 年間にわたって有効であり、輸出入の両方に適用されるだけでなく、フリートレードゾーンを通過する商品にも適用される。

模倣品の疑いのある商品が発見された場合、税関職員はブランド権利者または権利者の現地代理人にその旨を通報する。その場合、ブランド権利者は押収された商品のサンプルまたは写真を入手し、10 営業日以内に暫定的差止命令を認める判決か刑事上の押収命令を請求しなければならない。

商標が模倣されていることがブランド権利者によって確認された場合、検察官に告発状を提出して刑事訴訟を開始するか、民事裁判により民事の知財裁判所に暫定的差止命令を請求することができる。そのような措置がとられない場合、税関は押収品を解放する。税関により押収された模倣品の廃棄に当事者双方が同意した場合、商品の押収から 10 日以内に廃棄申請がなされなければならない。廃棄申請書が提出された場合、裁判所の命令なしに廃棄の手続を開始することができる。

完全な隠れ蓑は存在しない

電子商取引サイトの隆盛とともに、侵害者や模倣者の多くは、自分たちが手掛けている不法な商品が無邪気な消費者に売りつける場としてオンライン・プラットフォームを利用するようになっている。とはいえ、これら犯罪者が法の網を逃れているというわけではない。侵害者がトルコに所在する国内の団体または個人であることをブランド権利者が突き止めることができれば、オンラインによる侵害の救済手段として訴訟に訴えることが可能である

事実、「.tr」という国コードの付いたドメインネームの登録に関して、トルコは厳格な規制を実施している。登録機関として管轄権を有している情報技術庁は厳格な規則を適用しており、そのようなドメインネームが認められるためには、真正な所有権を有していることを証明する正確かつ詳細な書類が要求される。このプロセスはきわめて困難

なものであり、侵害者が「.tr」という国コードの下で詐欺的なドメインネームを登録することは不可能に近い。

さらに、この点は指摘しておくべきであるが、トルコ国内のインターネットサービス・プロバイダーが侵害者を幫助したり、現に進行中の侵害行為に気づかなかつたりした場合、責任を問われる可能性がある。また、プロバイダーは、侵害が行われているウェブサイトをブロックしたり停止したりすることができる。「法の制定」と題した項目で述べたように、トルコには法律第 5651 号があり、コンテンツ、ホスティング、インターネットサービス・プロバイダーの責任に関して指針となる原則を定めている。同法は、オンラインによる模倣行為や著作権侵害にも適用される。

模倣品取締への全体論的アプローチ

トルコの地理的な位置付けや、同国が大きな国内生産能力を持っていることを考えれば、ブランド権利者が侵害者や模倣者を抑止する際に利用できる唯一無二の万能薬のような解決法は存在しない。以上の報告の中でも述べたように、ブランド権利者がトルコにおいて侵害や模倣を発見した場合、権利者にはいくつかの選択肢がある。

税関登録のような予防的措置は大切な要となる布石であり、強力で信頼性のある保護をブランド権利者に与える水際対策となる。その点を念頭においた上で、ブランド権利者が強力な権利行使戦略の実施を計画する場合には、トルコにおいて自らが利用できる必要な手段を全て動員して、侵害や模倣に立ち向かう複合的なアプローチを見出さなければならない。

[特許庁委託]

中東知的財産ニュースレター Vol. 45

[著者]

SABA & Co. Intellectual Property s.a.l.



[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所



2020年9月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、SABA & Co IP が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。